

第 1 号

1 2 月 7 日 (月)

平成27年第4回氷川町議会定例会会議録（第1号）

平成27年12月7日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程（第1日目）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 総務文教並びに産業建設厚生常任委員会の審査報告について
- 日程第 6 認定第 1号 平成26年度氷川町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 認定第 2号 平成26年度氷川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 認定第 3号 平成26年度氷川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 認定第 4号 平成26年度氷川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第 5号 平成26年度氷川町宅地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第 6号 平成26年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 常任委員会委員の選任について
- 日程第13 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第14 議会広報調査特別委員会委員の選任について
- 日程第15 議案第49号 氷川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 日程第16 議案第50号 氷川町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第51号 氷川町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第52号 平成27年度氷川町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第19 議案第53号 平成27年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第

2号) について

日程第20 議案第54号 平成27年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第2号) について

日程第21 議案第55号 平成27年度氷川町介護保険特別会計補正予算 (第3
号) について

日程第22 議案第56号 氷川町指定金融機関の指定について

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員は次のとおりである。(11名)

1番 河 口 涼 一	2番 清 田 一 敏
3番 長 尾 憲二郎	4番 上 田 俊 孝
5番 江 寄 悟	7番 松 田 達 之
8番 片 山 裕 治	9番 米 村 洋
10番 笠 原 良 一	11番 上 田 健 一
12番 永 田 義 昭	

4. 欠席議員 (1名)

6番 三 浦 賢 治

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 野 田 俊 明 書 記 河 野 香 織

6. 説明のため出席した者の職氏名

町 長 藤 本 一 臣	副 町 長 平 逸 郎
教 育 長 太 田 篤 洋	総 務 課 長 陳 野 信 次
企画財政課長 森 田 寿 也	税 務 課 長 岩 本 博 美
町民環境課長補佐 星 田 達 也	健康福祉課長 山 下 剛
農業振興課長 尾 村 幸 俊	農地整備課長 前 田 昭 雄
建設下水道課長 前 崎 誠	総務振興課長 木 本 栄 一
商工観光課長 西 田 美 子	会 計 管 理 者 濤 岡 美 智 代
学校教育課長 稲 田 和 也	生涯学習課長 沖 村 眞 一
農業委員会事務局長 草 野 信 一	代表監査委員 本 田 孝 志

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（永田義昭君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成27年第4回氷川町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（永田義昭君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、8番、片山議員、9番、米村議員を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（永田義昭君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月11日までの5日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田義昭君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月11日までの5日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（永田義昭君） 日程第3、諸般の報告を行います。

三浦議員から本日の会議に対して、入院治療のため出席できない旨の欠席届が提出され、これを認めましたので報告します。

次に、今回受理した請願・陳情等はございません。

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項に基づく教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検、評価の報告書が提出されていますので報告します。

次に、例月出納現金検査、定期監査が実施され、その報告書が提出されていますので報告します。なお、報告書は議会事務局に保管してありますので、ご自由に閲覧願います。

次に、平成27年第2回八代広域行政事務組合議会定例会が開催され、会議録が提出されていますので報告します。なお、この会議録は議会事務局に保管してありますので、ご自由に閲覧願います。

次に、平成27年10月1日から2日に、熊本県町村議会議長会理事及び郡事務局局長合同会議が玉東町並びに玉名市で開催され、議長が出席しましたので報告します。

次に、平成27年10月27日に、熊本県町村議会議員研修会が益城町で開催され、生活環境事務組合議員を除く全議員が出席しましたので報告します。

次に、平成27年11月11日から12日まで、第59回町村議会議長全国大会が東京で開催され、議長が出席しましたので報告します。

次に、議員派遣の報告になりますが、平成27年9月17日から19日まで、熊本県南フードバレー構想・吉野梨のアジアへの販売戦略に関して台湾を訪問し、吉野梨などの市場調査を実施しました。

17日は、JAやつしろ下村副組合長をはじめ、JAやつしろ竜北果樹部・梨部会の皆さんや藤本町長らに同行して、台湾の台北市の天母大葉高島屋を訪れ、市場調査。18日は、台北市の台北第二果菜卸売市場を視察した後、新幹線で高雄市「漢神百貨店」にて市場調査を実施しました。

同じく18日の午後から熊本県や熊本市と交流がある高雄市議会を表敬訪問しました。高雄市は台湾第2の都市で人口は277万人。およそ熊本県の4割の面積に1.5倍の人口を擁しており、人口密度は熊本県のそれよりはるかに高く、台湾における直轄市と呼ばれ、中央政府である行政院が直轄する都市です。

氷川町とは比較にならない規模の大きな都市ですが、今年の10月25日、熊本台湾高雄線定期便就航が実現するなど、台湾自体が日本には、特に熊本には友好的な印象を持っているようです。私たち一行も高雄市議会に到着すると同時に、議会議員の皆さんや議会事務局の職員の皆さんから拍手で出迎えられるなど、熱烈歓迎を受けて感激しました。交流会や意見交換会も盛会で、とにかく台湾の人々の親日ぶりを肌で感じたような気がしました。

また、平成27年10月20日から21日まで、議会広報研修会が東京都で開催され、議会広報調査特別委員会委員が出席しました。

なお、これらの調査並びに研修報告は、12月1日発行の議会だよりにも掲載してあります。

これで諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（永田義昭君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

町長。

○町長（藤本一臣君） 皆様、おはようございます。二十四節気の1つ大雪を迎えまして、日に日に寒さが増しておりますけども、議員各位には日々お元気で活躍のこととお喜びを申し上げます。本日は、平成27年第4回氷川町議会定例会を招集をいたしましたところ、議員各位には年末のお忙しい中にお繰り合わせご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃より町政の運営等々につきまして、皆さん方には大変ご理解とご協力をいただいております。この場をお借りいたしまして、心より感謝とお礼を申し上げたいと思います。

平成27年度も8カ月を経過いたしました。主な事業の進捗状況につきましてご報告をさせていただきたいと思います。

去る10月10日に、氷川町誕生10周年記念式典を挙行いたしました。氷川町の10年間の歩みを振り返りますとともに感謝をし、さらなる町の発展を町民の皆様方とともにお誓いを申し上げたところであります。

秋山幸二ギャラリーにつきましては、ご本人をはじめ、関係者各位のご協力によりまして10月1日にオープンをいたしました。11月末までの2カ月間の延べ来館者数が3,910名を数えております。1日平均80名程度の皆さん方がご来館をいただいているということでございます。

氷川町地域防災計画の全面改訂作業を今、実施をいたしております。順調に事務作業が進んでおりまして、年度末には新たな氷川町の地域防災計画が策定する予定でございます。

鏡消防署の氷川分署建設事業につきましても計画どおり進んでおります。八代広域行政事務組合との連携を図り、用地の取得が完了をいたしました。造成測量及び基本設計業務に着手をしたところであります。

地方創生交付金事業によりまして、氷川町版の人口ビジョン並びに総合戦略を策定をいたしました。本議会定例会閉会後に皆様方にご報告を申し上げ、町民の皆様方にも広報してまいりたいと思っております。

竜北中学校武道場及び集会場の天井改修につきましては、進捗率96%でほぼ完了をいたしております。今月中旬には竣工検査を実施する予定であります。

氷川中学校体育館及び武道場の天井改修工事につきましては、進捗率が約80%という状況でございます。体育館の床改修及び武道館の電気工事を実施をいたしております。今月末の工事完了を目指しております。

氷川中学校プール改築工事につきましては、進捗率57%であります。基礎工事が完了し、現在プールサイドの躯体コンクリートの打設及びプール本体の組立作業に取りかかっているところであります。

小中学校5校へのICT機器導入の初年度の年に当たります。本年度分の導入が

既に完了いたしておりまして、それぞれの学校の現場で活用いただいております、学習支援に役立っていると聞き及んでおります。

スマートインターチェンジ整備事業につきましては、難航しておりました用地買収が先月末に完了いたしましたので、今後整備工事を急ピッチで進め、年度末竣工を目指してまいりたいと思っております。

農業基盤整備事業につきましては、本年度追加交付決定を受けました暗渠排水工事が順調に進捗をいたしております。また、新田地区及び島地地区の排水路改修工事も計画どおり進捗をしております。竜北地区の農業排水対策につきましては、県営土地改良事業として既に着手をされておりました、現在、地質調査及び測量設計業務を行っていただいております。

11月16日から上京をし、全国町村長大会をはじめ、各分野の全国大会に参加、あるいは各種決議を採択し、各省庁への要望活動を行いました。

東京熊本県人会にも出席をいたしました、氷川町をはじめ、八代、熊本出身の皆様方、様々な分野で活動、活躍をされていることを改めて身をもって感じてきたところでもあります。それぞれ郷土の出身者がしっかり誇れるふるさと氷川町をこれからもつくり上げていかなければならないと、改めて気持ちを確認してきたところでもあります。

また、電通本社を訪問し、八火図書館建設の利用状況報告を行ってまいりました。電通様も氷川町の取り組みに大変感謝をされておりました、「これからもいろんな面で連携を図っていきましょう」というお話ができたところでもあります。

また、光永星郎氏の実子であります光永俊郎氏を訪問し、お礼を申し上げてまいりました。八火図書館の改築の利用状況等を報告をいたしました、大変喜ばれておりました、「機会があったらぜひまた郷土に帰りたい」という話をいただいたところでもあります。

今、国の政策が著しく変革を行っていらっしゃいます。今後とも国政の状況及び国策の方針をしっかりと的確にとらえ、町政の推進に活用するとともに、議員各位をはじめ、町民の皆様方の英知を結集し課題解決に向けて粘り強く、かつ着実に町政運営を進めてまいりたいと思っております。

どうぞ今後ともさらなるご支援とご協力をお願い申し上げまして行政報告といたします。

○議長（永田義昭君） これで行政報告を終わります。

-----○-----

日程第5 総務文教並びに産業建設厚生常任委員会の審査報告について

○議長（永田義昭君） 日程第5、総務文教並びに産業建設厚生常任委員会の審査報告

についてを議題とします。

これから継続審査となっていました決算の審査の経過並びに結果について、総務文教常任委員長の総括的な報告を求めます。

総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（清田一敏君） 皆さん、おはようございます。総務文教・産業建設厚生常任委員会の合同委員会による平成26年度氷川町一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算の審査報告をいたします。

9月定例会において継続審査となっておりました当該委員会に付託されました決算の審査につきまして、11月2日午前、役場2階大会議室で関係課長より説明を求めながら審査を行いました。審査経過の概要につきましては、別紙に質疑及びその回答を記載した一覧表を添付しておりますので、主な点の要約と結果をご報告申し上げます。

まず、認定第1号、平成26年度氷川町一般会計歳入歳出決算につきましては、歳入においては、町税及び地方交付税の過去3年の実績と今後の見通しについて質疑しました。歳出においては、職員の定数管理及び民間委託料、地域活性化総合交付金、地方バス対策補助金と町の取り組み、放課後児童クラブの現状、健診率の伸びや今後の計画、地区要望の達成率、いじめ等の把握などについて質疑しました。

採決の結果、全員賛成で、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第2号、平成26年度氷川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきましては、質疑及び意見はなく、採決の結果、全員賛成で、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第3号、平成26年度氷川町介護保険特別会計歳入歳出決算については、介護認定者数及びサービス受給者等とその内訳、介護を利用していない方のケアなどについて質疑しました。

採決の結果、全員賛成で、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第4号、平成26年度氷川町下水道事業特別会計歳入歳出決算、認定第5号、平成26年度氷川町宅地開発事業特別会計歳入歳出決算、認定第6号、平成26年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきましては、質疑及び意見はなく、採決の結果、全員賛成で、原案のとおり認定すべきものと決しました。

決算の審査については、以上であります。これで決算の審査についてのご報告を終わります。

○議長（永田義昭君） ただいま、平成26年度氷川町一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算の審査の経過並びに結果について、総務文教常任委員長から報告

がありました。

お諮りします。

日程第6、認定第1号、平成26年度氷川町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第11、認定第6号、平成26年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてまでを先議したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第6、認定第1号、平成26年度氷川町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第11、認定第6号、平成26年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてまでを先議することに決定しました。

-----○-----

日程第6 認定第1号 平成26年度氷川町一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（永田義昭君） 日程第6、認定第1号の討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第1号を採決します。

本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、認定第1号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

-----○-----

日程第7 認定第2号 平成26年度氷川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（永田義昭君） 日程第7、認定第2号の討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第2号を採決します。

本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、認定第2号は委員長報告のとおり

認定することに決定しました。

-----○-----

日程第 8 認定第 3 号 平成 26 年度氷川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（永田義昭君） 日程第 8、認定第 3 号の討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第 3 号を採決します。

本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、認定第 3 号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

-----○-----

日程第 9 認定第 4 号 平成 26 年度氷川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（永田義昭君） 日程第 9、認定第 4 号の討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第 4 号を採決します。

本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、認定第 4 号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

-----○-----

日程第 10 認定第 5 号 平成 26 年度氷川町宅地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（永田義昭君） 日程第 10、認定第 5 号の討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第5号を採決します。

本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、認定第5号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

-----○-----

日程第11 認定第6号 平成26年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
の認定について

○議長（永田義昭君） 日程第11、認定第6号の討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第6号を採決します。

本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、認定第6号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

-----○-----

日程第12 常任委員会委員の選任について

○議長（永田義昭君） 日程第12、常任委員会委員の選任を行います。

お諮りします。常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第2項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 異議なしと認めます。

したがって、常任委員会委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

ご連絡します。

委員会条例第9条第1項及び同条第2項の規定によって、常任委員会を開いて、正副委員長の互選をお願いします。

総務文教常任委員会を委員会室で、産業建設厚生常任委員会を監査室で開催します。

しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時22分

再開 午前10時26分

-----○-----

○議長（永田義昭君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

常任委員会の正副委員長が互選されましたので報告します。

総務文教常任委員会委員長、松田達之議員、副委員長、三浦賢治議員、産業建設厚生常任委員会委員長、江寄悟議員、副委員長、笠原良一議員。

報告を終わります。

-----○-----

日程第13 議会運営委員会委員の選任について

○議長（永田義昭君） 日程第13、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第2項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

-----○-----

日程第14 議会広報調査特別委員会委員の選任について

○議長（永田義昭君） 日程第14、議会広報調査特別委員会委員の選任を行います。

お諮りします。議会広報調査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第2項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 異議なしと認めます。

したがって、議会広報調査特別委員会委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

ご連絡します。

委員会条例第9条第1項及び同条第2項の規定によって、議会運営委員会及び議会広報調査特別委員会の委員会を開いて、正副委員長の互選をお願いします。

委員会の開催順序は、最初に議会運営委員会を委員会室で、その後に、議会広報調査特別委員会を委員会室で開催してください。

しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時29分

再開 午前10時32分

-----○-----

○議長（永田義昭君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会運営委員会及び議会広報調査特別委員会の正副委員長が互選されましたので報告します。

議会運営委員会委員長、米村洋議員、副委員長、松田達之議員、議会広報調査特別委員会委員長、河口涼一議員、副委員長、清田一敏議員。

報告を終わります。

[「暫時休憩お願いします」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時33分

再開 午前10時49分

-----○-----

○議長（永田義昭君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第15 議案第49号 氷川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する
条例の制定について

日程第16 議案第50号 氷川町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する
条例について

日程第17 議案第51号 氷川町介護保険条例の一部を改正する条例について

日程第18 議案第52号 平成27年度氷川町一般会計補正予算（第4号）につい
て

日程第19 議案第53号 平成27年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第
2号）について

日程第20 議案第54号 平成27年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第2号）について

日程第21 議案第55号 平成27年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第3
号）について

日程第22 議案第56号 氷川町指定金融機関の指定について

○議長（永田義昭君） 日程第15、議案第49号、氷川町個人番号の利用及び特定個人情報に関する条例の制定についてから、日程第22、議案第56号、氷川町指定金融機関の指定についてまでを一括議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（藤本一臣君） 先ほど、常任委員会の構成メンバーが変更されたようでありますけれども、どうぞ新たな気持ち、新たな視点でこれからも活動を行っていただきたいなどお願い申し上げますとともに、やはり行政と議会、車の両輪のごとく前に進んでいかなければなりません。これからもどうぞご支援をよろしくお願いをいたします。

さて、本定例会に提案をいたしておりますのは、条例の制定及び改正、その他4件、平成27年度一般会計及び特別会計補正予算4件でございます。

議案第49号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー制度の施行に伴い、氷川町における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を制定するものであります。

議案第50号並びに議案第51号も、マイナンバー制度に関わる関係条例の一部を改正するものでございます。

議案第52号は、平成27年度氷川町一般会計補正予算（第4号）でありまして、歳入歳出それぞれ5,681万4,000円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ66億987万1,000円とするものでございます。

歳入の主な予算といたしまして、地方交付税1億1,848万5,000円、国庫支出金1,413万3,000円、県支出金2,319万7,000円で、歳出の主な予算は、総務費1,214万円、その主な内容は、熊本県知事選挙事業費であります。農林水産業費4,345万2,000円、その主な内容は経営体育成支援事業補助金、台風被害園芸・果樹・畜産経営復旧対策事業費補助金でございます。

議案第53号は、平成27年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でありまして、債務負担行為の補正であります。

議案第54号は、平成27年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でありまして、歳入歳出それぞれ104万2,000円を追加し、歳入歳出総額それぞれ1億5,372万2,000円とするものでございます。歳入の主な予算として、諸収入104万2,000円、歳出の主な予算は諸支出金104万2,000円で、保険料の還付金でございます。

議案第55号は、平成27年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第3号）でありまして、歳入歳出それぞれ164万2,000円を追加し、歳入歳出総額それぞ

れ14億6,718万8,000円とするものでございます。歳入の主な予算として、繰越金164万2,000円、歳出の主な予算は、おむつ購入事業費164万1,000円でございます。

議案第56号は、氷川町指定金融機関として株式会社肥後銀行を指定するものでございます。

以上、簡単に説明を申し上げましたが、具体的な内容につきましては、担当課長に説明をさせますので、よろしくご審議をいただき、円満なご決定をいただきますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（永田義昭君） これから、議案第49号から議案第56号まで順次、詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（陳野信次君） それでは、議案第49号をご説明いたします。

氷川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

法律で規定する事務のほか、独自に個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関しては、条例を制定することが法律で定められているため、この議案を提出するものです。

1枚めくっていただきまして、内容をご説明いたします。

第1条が本条例の趣旨、第2条がこの条例における用語の定義でございます。

第3条は、町の責務で、法律第5条で定められた地方公共団体の責務を規定するものです。

第4条は、個人番号の利用範囲で、法律第9条第2項で定められた独自利用を規定するものです。第1項が独自利用を行う事務を規定するもので、その事務は別表第1に定めるものです。第2項が独自利用を行う事務の処理のための庁内連携を行う規定で、その事務は別表第2に定めるものです。第3項が法律に定められた個人番号利用事務の処理のための庁内連携を行う規定です。第4項は、法律と同様に特定個人情報の利用ができるときは、他の条例等により添付書類の提出が義務付けされている場合でも、その提出を不要とする規定です。

第5条は、特定個人情報の提供で、法律第19条第9号で定められた地方公共団体の機関間、町長部局と教育委員会部局となります。その機関間における事務処理に必要な限度で、特定個人情報を提供することを規定するもので、提供できる特定個人情報は別表第3に定めるものです。

第6条は委任で、条例の施行に関し、必要な事項は町長が定めるものです。

附則で、この条例の施行日は、平成28年1月1日。これは法律の施行日と同一

となります。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田義昭君） 税務課長。

○税務課長（岩本博美君） それでは、議案第50号、氷川町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

氷川町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

改正内容といたしましては、6月議会で承認いただきました氷川町条例第20号、氷川町税条例等の一部を改正する条例の一部改正であり、地方税法施行規則等の一部を改正する政令の施行に伴い、条例の一部を改正するものであります。

この条例は、公布の日から施行するとなっておりますが、改正条例の施行期日は、平成28年1月1日となっております、未施行部分の改正となっております。

以上で、議案第50号の説明を終わります。

○議長（永田義昭君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山下 剛君） 議案第51号、氷川町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

氷川町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由としまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、介護保険条例の一部を改正する必要が出てきたものでございまして、新旧対照表を添付しておりますけれども、保険料の徴収猶予、保険料の減免等に係る申請の段階で、氏名・住所に加えまして個人番号の記載を求めるものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田義昭君） 企画財政課長。

○企画財政課長（森田寿也君） それでは、議案第52号、平成27年度氷川町一般会計補正予算（第4号）につきましてご説明申し上げます。

平成27年度氷川町一般会計補正予算（第4号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

予算書を開けていただきまして、1ページをご覧ください。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,681万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億987万1,000円とするものでございます。

歳出のほうから主なものを説明いたします。15ページをご覧ください。10款、総務費、20項、選挙費、40目、県知事選挙費の900万7,000円につ

きましては、来春あります県知事選挙に係る費用、報酬、職員手当、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料を補正するものでございます。

17ページをご覧ください。15款、民生費、5項、社会福祉費、10目、高齢者福祉費、13節、委託料の280万円につきましては、食の自立支援事業委託料、昼夜の食事・弁当を宅配する事業で、当初より利用者が増加したため補正するものでございます。

次に、18ページをご覧ください。15目、障害者福祉費、20節、扶助費の557万5,000円につきましては、障がい児タイムケア事業で、現在14事業所で障がい児が利用されていますが、利用者の増加により102万3,000円の増額及び障がい児通所給付費等の就学前の子どもが、日常生活の動作ができるよう訓練するための3事業所の利用されている方が増加したため、455万2,000円の増額補正するものでございます。

19ページをご覧ください。15項、福祉センター費、10目、竜北福祉センター費、15節、工事請負費の124万1,000円につきましては、多目的トイレの増設でございます。現在設置されているトイレの数では、歩行器、車いす利用者が増えている状況です。そのため、不足するために増設するため補正するものでございます。20款、衛生費、5項、保健衛生費、15目、母子保健費、23節、償還金利子及び割引料の159万9,000円につきましては、平成26年度の未熟児養育医療費等国庫負担金返還金106万6,000円及び県費負担金返還金53万3,000円を補正するものでございます。

次に、20ページをご覧ください。40目、後期高齢者医療事業費、19節、負担金補助及び交付金の768万7,000円につきましては、後期高齢者広域連合市町村負担金の平成26年度の療養給付負担金が不足を生じたため、追加で補正するものでございます。25款、農林水産業費、5項、農業費、10目、農業振興費、19節、負担金補助及び交付金の4,204万1,000円につきましては、主なものとしたしまして、経営体育成支援事業補助金、3割補助でございますが、これの1,650万9,000円及び、県の補助事業でございますが、台風被害園芸・果樹復旧対策事業補助金、ソフト事業でございますが、植え替え、補植、生育回復、病虫害のまん延防止と、これの分が266万2,000円、それからハード事業としたしましては、連棟・単棟ハウスの分でございますが、1,417万2,000円。同じく台風被害畜産経営復旧緊急支援事業補助金、鶏舎の修理、これ1事業者でございます。機械倉庫修理、これも1事業者でございます。それと堆肥舎の修理、これも1事業者で、合計で781万9,000円を補正するものでございます。

21ページをご覧ください。10項、林業費、5目、林業振興費、19節、負担金補助及び交付金の114万1,000円につきましては、有害鳥獣駆除補助金、鹿、猪の駆除分で、国の制度改正により、国の助成額が1頭当たりの単価が統一されまして、鳥獣被害対策協議会へ直接支払われるため、駆除助成金の81万円の減額及び今後の捕獲頭数の増が見込まれるため、195万1,000円を補正するものでございます。

次に、22ページをご覧ください。45款、教育費、10項、小学校費、5目、学校管理費、15節、工事請負費の264万円につきましては、来年4月に竜北西部小学校へ肢体不自由児童が入学するに伴い、送迎車の屋根付き駐車場の設置及びスロープに屋根を設置するため補正するものでございます。

次に、24ページの給与費明細書の1、特別職、25ページから27ページの2、一般職及び地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書につきましては、説明を省略させていただきたいと思います。

続きまして、歳入につきまして主なものをご説明いたします。8ページをご覧ください。45款、5項、5目、5節の地方交付税の1億1,848万5,000円につきましては、交付額が確定したため補正するものでございます。65款、国庫支出金、5項、国庫負担金、5目、民生費国庫負担金、10節、障害者支援給付費負担金の227万6,000円につきましては、障害児通所給付費等の負担金の追加交付に伴い補正をするものでございます。

9ページをご覧ください。5目、総務費国庫補助金、5節、総務費補助金の1,025万9,000円につきましては、マイナンバー制度に伴う社会保障・税番号システム整備費補助金及び、満18歳から選挙ができる法改正に伴い、選挙人名簿システム改修費補助金を補正するものでございます。10目、民生費国庫補助金、10節、児童福祉費補助金の188万9,000円につきましては、保育緊急確保事業補助金の補助事業変更に伴い、248万4,000円の減額、子ども・子育て支援事業交付金の放課後児童健全育成事業への組替え及び延長保育分の補正によるものでございます。70款、県支出金、5項、県負担金、5目、民生費県負担金、10節、障害者支援給付費負担金の113万8,000円につきましては、障害児通所給付費等負担金の追加交付に伴い、補正するものでございます。

次に、10ページをご覧ください。10目、民生費県補助金、10節、児童福祉費補助金の1,719万3,000円の減額につきましては、特別保育事業補助金の延長保育推進事業について、本年度より基本額に係る分が運営費の公定価格に組み込まれたため、及び県費補助の3分の2が国・県各3分の1の補助率の変更に伴っ

たものと、加算分のみが対象となったため補正するものでございます。20目、農林水産業費県補助金、5節、農業費補助金の2,932万4,000円につきましては、主なものといたしまして、先ほど歳出で申し上げましたが、経営体育成支援事業補助金1,650万9,000円、台風被害園芸・果樹復旧対策事業補助金、ソフト事業の266万1,000円、ハード事業708万6,000円、それと台風被害畜産経営復旧緊急支援事業補助金、これが390万9,000円でございます。それと有害鳥獣被害対策事業補助金107万円の減額、国の制度改正によりまして1頭当たり8,000円で、鳥獣対策協議会へ直接補助となるため等により補正するものでございます。

11ページをご覧ください。5目、5節の総務費委託金の925万7,000円につきましては、県知事選挙に係る委託金900万7,000円及び権限委譲事務委託金25万円を補正するものでございます。85款、繰入金、10項、基金繰入金、5目、5節の財政調整基金繰入金の9,000万円の減額につきましては、交付税の確定に伴いまして予算の財源が確保できるため補正するものでございます。90款、5項、5目、繰越金、5節、前年度繰越金の921万1,000円の減額につきましても、先ほど財政調整基金繰入金で説明しましたように、交付税により予算の財源が確保できたため、補正するものでございます。

これで、歳入予算について説明を終わります。

次に、前のページに戻りまして、4ページをご覧ください。第2表、債務負担行為補正です。一般健診業務委託の人間ドック分で、債務負担行為を必要とする事由といたしましては、業務実施の時期を今年度にドックの募集等の事務を開始し、次年度の4月より受診ができるようにするものでございます。期間は平成28年度、限度額は944万7,000円でございます。

5ページをご覧ください。第3表、地方債補正です。補正後の限度額でございます。後でご覧いただきますようお願いいたします。

以上で、議案第52号、平成27年度氷川町一般会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。

○議長（永田義昭君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山下 剛君） 議案第53号、平成27年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

平成27年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお願いいたします。債務負担行為の補正、第1条、債務負担行為の

追加は、第1表、債務負担行為補正によるものでございます。

次のページをお願いいたします。第1表、債務負担行為補正、事項、特定健診業務委託（人間ドック分）、期間、平成28年度、限度額、326万円を計上しております。一般会計でもご説明が先ほどありましたが、これは年度当初から実施を予定しております人間ドックにつきまして、その受診を呼びかけ、募集する事務を行う必要がありますことから債務負担行為をお願いするものでございます。

これで、議案第53号、平成27年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての説明を終わります。

続きまして、議案第54号、平成27年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

平成27年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ104万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,372万2,000円とするものでございます。

歳入7ページをお願いいたします。30款、諸収入、10項、償還金及び還付加算金、5目、保険料還付金、5節、保険料還付金、100万2,000円と10目、還付加算金、5節、還付加算金4万円を計上しております。これらは後期高齢者医療広域連合が拠出するものでございます。

次のページをお願いいたします。歳出です。20款、諸支出金、5項、償還金及び還付加算金、5目、保険料還付金、23節、償還金利子及び割引料で保険料還付金100万2,000円と、10目、還付加算金、23節、償還金利子及び割引料で還付加算金4万円を計上しております。所得金額の変更等による保険料の変更について、これまで2年間さかのぼって還付していましたが、今回、厚労省通知に基づき平成20年度の制度開始にさかのぼり保険料の減額変更をすることになったため、保険料を還付するものでございます。

4ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為補正、事項、後期高齢者健診業務委託（人間ドック分）、期間、平成28年度、限度額、34万円を計上しております。国保、それから一般会計でもご説明しましたとおり、年度当初から実施を予定しております人間ドックにつきまして、その受診を呼びかけ募集する事務を行う必要があることから、債務負担行為をお願いするものでございます。

以上で、議案第54号、平成27年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての説明を終わります。

続きまして、議案第55号、平成27年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。

平成27年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第3号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ164万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億6,718万8,000円とするものでございます。

歳入6ページをお願いいたします。45款、繰越金、5項、繰越金、5目、繰越金、5節、繰越金で164万2,000円を計上しております。

歳出7ページをお願いいたします。主な補正としまして、10款、保険給付費、10項、市町村特別給付費、5目、市町村特別給付費、19節、負担金補助及び交付金164万1,000円につきましては、おむつ購入費支給事業の不足が見込まれる分でございます。

以上で、議案第55号、平成27年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第3号）についての説明を終わります。

○議長（永田義昭君） 会計管理者。

○会計管理者（濤岡美智代君） 議案第56号、氷川町指定金融機関の指定についてご説明いたします。

地方自治法第235条第2項の規定により、氷川町公金の収納及び支出の事務を取り扱わせる金融機関を指定するものです。

指定金融機関、株式会社肥後銀行。金融機関の指定については、地方自治法施行令第168条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが議案を提出する理由でございます。

指定金融機関とは、地方公共団体が公金の収納及び支出の事務を取り扱わせるために指定する金融機関で、公金の取扱いを一元的に管理することにより事務の効率的運営と、また公金管理が金融機関と町とで行われることで、より正確で安全な出納事務を遂行することを目的としております。

以上で、議案第56号、氷川町指定金融機関の指定について説明を終わります。

○議長（永田義昭君） ここで、5分間休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時21分

再開 午前11時28分

-----○-----

○議長（永田義昭君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

説明が終わりました。これから質疑を行います。

まず、議案第49号について質疑はありませんか。江寄議員。

○5番（江寄 悟君） 今、先輩議員からあんまり委員長になったから質問するなと言われましたので、基本のところだけ、教えてほしいところだけを聞かせてください。

3条で、町の責務の中で個人番号と地域の特性に応じた施策、どういう関係があるのかというのが1つ。それから3ページ、4ページ並ぶんですけども、別表2で事務の内容の中と特定個人情報の中身が随分とダブった書き方がしてある。どういう理由でこうなっているのか、その2点だけですのでお願いします。

議長、すみません。もう1点、特定公共賃貸住宅が別表2にあるんだけど、普通の町営住宅は必要ないのかどうか、すみませんその3点です。

○議長（永田義昭君） 総務課長。

○総務課長（陳野信次君） まず第1点目の第3条、町の責務でございます。この法律におきます町の責務ということで、法律のほうで、第5条で地方公共団体の責務という規定がなされているところでございます。法律により番号の利用とあわせまして、地方公共団体においては、地域の特性に応じて独自に社会保障政策を実施するように努めるというようなことで、法律の中で制定されているものでございます。ということで、標準的な国が示しました社会保障事務、税事務、それから災害事務、これとあわせまして社会保障事務につきましても独自で町のほうで手厚い、分厚い社会保障制度を設けることができると、そういう形で進めてくださいと。あわせましてその際、番号のほうを利用しますということで国民、住民における社会保障の分厚い制度を進めていただくよという形で、法律のほうで規定されているということで、第3条で町の責務ということで法律に規定されました第5条部分を引用して制定しているところでございます。

それから第1表、2表の事務の内容でございますけれども、先ほど説明いたしましたように、第1項が独自利用を行う事務の名称ということで第1表のほうに掲載をさせていただいております。それから第2表のほうは、その事務を庁舎内で連携して使うということで、他課が持っている情報につきましても庁舎内の連携を図ることができるということで、図る事務につきましてもその事務を第2表のほうで定めると。第1項のほうが独自利用する事務、第2項のほうがその個人番号を庁舎内で連携して使うということで1項、2項につきましても同じような事務になりますけれども、それぞれ項のほうで分けて規定をしているところでございます。

○議長（永田義昭君） 建設下水道課長。

○建設下水道課長（前崎 誠君） 特定公共賃貸住宅に関する事務であって規則で定めるものということでここに記載しておりますが、公営住宅につきましては公営住宅法、氷川町の公営住宅条例、公営住宅の施行に関する規則等を作っておりますので、その上位項目に従って利用することが可能なんです。特定公共賃貸住宅に関する事務につきまして、その上位の条例等が、法とかがありませんもんですからここに記載するものでございます。

以上です。説明を終わります。

○議長（永田義昭君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第50号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第51号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第52号について質疑はありませんか。江寄議員。

○5番（江寄 悟君） それでは13ページの宮原振興局の修繕料、日がたっていないのにどうして修繕料が必要なのか、ちょっと疑問に思いましたのでその部分と、あともう1カ所、教育費で、学校管理費の中で西部小学校の障がい者用駐車場を設置したいという工事費が上がってるんですが、これについては竜北西部を除いてほかの小中学校は、障がい者用駐車場があるからここだけでいいということで理解してよろしいでしょうか。2点です。

○議長（永田義昭君） 企画財政課長。

○企画財政課長（森田寿也君） 振興局費の修繕料の6万8,000円につきましては、これにつきましては太陽光発電の蓄電設備を屋上に据え付けております。これにつきましては、当初の申請段階では耐震補強の関係は何も要件としてありませんでした。ところが、会計検査が他県で、このことにつきまして調査が必要ということでうちのほうにも来まして、耐震の補強がAランクからSランクのほうに上げてもらいたいということで、そのための補強設備をするものでございます。

○議長（永田義昭君） 学校教育課長。

○学校教育課長（稲田和也君） 今、江寄議員のお尋ねで、西部小学校以外に専用の障がい者用駐車場があるのかということのお尋ねなんです。現在、西部小学校のほうは正面玄関のほうに車を、障がい者用のとめるスペースがございまして、今

回、屋根付きの雨天でも対応できるような形で正面玄関右側に屋根付きの駐車場と、それとスロープのほうにも屋根を付けて、雨天時でも対応できるような障がい者用の駐車場のスペースを今回、工事費としてあげたところでございます。

ほかの学校につきましては、直接障がい者用の専用の駐車場というのはございませんが、正面玄関、屋根がありますので学校の、それとスロープといいますか、実際玄関まで車を移動して、そこで校舎のほうに入っていただくということになります。ですので、現在障がい者用専用の駐車場というのは、ほかの学校に改めてこういったスペースとかを造って設置はいたしておりません。

以上です。

○議長（永田義昭君） 江寄議員。

○5番（江寄 悟君） 障がい者用の駐車場は必要だと思うんですよ。だから西部小学校だけ造るじゃなくて、ほかの小中学校全部、障がい者用駐車場やりますという、まあほかのところあるからここだけやるのかなと思ったんだけど、ほかのところないんだったら、宮原小学校なんて特に駐車場そのものがないわけだけん、お客さん用の。そのところはこの予算をなぜ西部小学校だけなのかというところ、それはまた文教のほうで協議されると思いますから、そのところはやっぱり全体的に考えるべきだと思うんですが、教育長、そのところどうでしょうか。

○議長（永田義昭君） 教育長。

○教育長（太田篤洋君） 今回、竜北西部小学校の新1年生が、新たに特別支援学級に入って、肢体不自由児ということでありまして、通常子どもたちは下足箱から上がっていくんですけども、そういう専用のスペースがありませんもんですから、今回ちょうど正面玄関のこちらから正面に向かえば右側のスペースが空いておりましたもんですから、そういうような状況になったわけでありまして。本来ならばおっしゃるとおり、いつ何時、そういう障がい、発達障がい、いろんな障がいを持った子どもさん方が雨に打たれることなく、学校に通学できるようにしていくことが望ましいんだろうと思います。今後しっかり検討していきたいなと、そのように思っているところです。

以上です。

○議長（永田義昭君） ほかにありませんか。米村議員。

○9番（米村 洋君） 20ページの経営体育成支援事業補助金、これは農機具の補助金の3分の1の補助とっておりますけれども、農機具の中の種類というのはどの辺のところまで拡大してるんですか。それと、申請をする人に対して何か条件は付いているのか。ちょっとご答弁願いたいと思いますが。

○議長（永田義昭君） 農業振興課長。

○農業振興課長（尾村幸俊君） 今回の経営体育成支援事業につきましてですが、台風15号の被害向けの3割補助もごさいます。件数で申し上げますと、台風被害に関しましてが4件ということで、すべてハウスの連棟・単棟のハウスの再建に係るものでごさいます。事業費の2,400万相当につきまして融資主体ですけれども3割の約600万ほどが補助額ということでごさいます。（「経営体の育成支援事業の補助金、これはハウスのほう」と呼ぶ者あり）ただいま申し上げました経営体育成支援事業につきましては、台風被害に関しましてのものと通常の追加の事業がごさいます。通常の追加につきましては5件ということで、トラクター、田植機、ネギ収穫機、6件ですけれども約3,400万、事業費で1,000万ほどの事業でごさいます。

ともに台風被害と通常の対象者につきましてですが、まずポイント制がごさいますので、氷川町のほうは5つの地区に分けております。吉野、野津、和鹿島、若洲、宮原地区、5地区に分けておまして、ポイントのほうを獲得していろんな条件がごさいますけれども、それに応じて採択がされるということでごさいます。そこで採択されない地区も出てきますので、それが事業対象者ということになっております。

以上です。

○議長（永田義昭君） 米村議員。

○9番（米村 洋君） 課長、この申請者の対象者の条件的なこと、ちょっと説明が不透明だけど、今後しっかりした、例えばこういう申請する人たちにしっかりした説明をして、できるだけ農業の促進に役立つことでやっていただきたいということと、それとこの台風被害の園芸と果樹とか、台風被害の園芸のソフト事業ということを含めて、今現在、氷川町は農業立町ということでやってきてるんだけど、人口が1万2,485名なのかな、11月1日において。これで就農人口、今何名と人口比率、それと営業利益はいくらなのか。また結局、経常利益はいくらなのかということわかってる。この利益は前年度でいいよ、前年度のやつで。

○議長（永田義昭君） 農業振興課長。

○農業振興課長（尾村幸俊君） 先ほどの経営体育成支援事業につきましては、適切に説明しながら進めていきたいと思っております。

次の農業人口等につきましてですが、5年に1回農林業センサスがごさいますけれども、2015年がちょうど調査を行いまして発表の年になっておりますけれども、まだ正確な数字が出ておりません。ともに世帯数と人口が出ておりませんので、2010年のセンサスの数字で申し上げますと、販売農家数につきましてですが、まず人口で1,700人、世帯のほうで716世帯ということになってお

ります。（「もう1回言うて、千いくら」と呼ぶ者あり）人口につきましては1,700人、販売農家数です。1,700人、それと世帯につきましては716世帯ということでございます。今年度当初、初めの4月（「比率を言って、比率を」と呼ぶ者あり）比率を申し上げますと、前年度末の人口の1万2,598人に申し上げますと、人口からいえば約13%、それと世帯数につきましてはこれも前年度末のほうで4,497世帯に対しまして16%といった数字でございます。

粗収益、粗生産高ですけれども、概算でございますけれども約60億ということで前年度はなっております。世帯で割ってみますと約840万円ということで、これは経費を引く前ですけれども、概算の数字でございます。これを人口で割りますと350万円ということになっております。

以上です。

○議長（永田義昭君） 米村議員。

○9番（米村 洋君） 町長、私の町は農業立町、農業で1つの生活をというこの重要課題でやってきたと思うんですが、非常に農業の人口の比率がものすごく低下している。これも今後、農業立町ということで、その行政を指導される立場としていられるということであれば、新しい新規就農なり後継者、あらゆる面でいろんなことで援助する。そしてどこにも負けない農業生産高を上げる、所得を上げるこの町を目指すのか、それとも今後農業を交えて商工業、商工育成、そして企業誘致等々、結局町営住宅等々、そういうものに転換していくのか、その農地を利用してですね。その辺のところをちょっとお伺いしたいんですがどうですか。

○議長（永田義昭君） 町長。

○町長（藤本一臣君） 米村議員、今後の氷川町の農業を憂慮してのご質問だろうと思っておりますけれども、今課長が申しあげましたとおり、人口、それから農家戸数、年々減少いたしております。販売件数を今、申しあげましたが、農家というくくりでいきますと1次産業で約30%、3割程度が1次産業に従事されているという認識を持っております。3分の1の就農しかないわけでございますが、じゃあ1次産業だけで町が成り立つのかということには私はならないと思っておりますし、農業立町、いわゆる1次産業を元気付けることが2次産業、3次産業の元気につながるという考え方でこれまでやってまいりましたし、これからもやってまいりたいと思っております。

その上で、じゃあ1次産業をどう元気付けていくのかという部分が、今後はやはり農業のあり方、経営体のあり方というのがこれから問われてくる時代になっているんだろうと思っておりますし、そのことにつきましては、この閉会后、皆様方にご説明をいたします総合戦略の中でも重点目標として掲げております。そういった

中で力強い継続的に持続できる農業を進めていくためのその仕組み、あり方というのを、これまでのあり方を少し、考え方を転換する部分も出てくるかなと思っておりますけども、そういったものを目指してまいりたいと思っております。

併せて言いますと、先ほど粗生産額60億あまりと言いました。一番下がったときが50億でございました。それからやっと今、60億まで盛り返してきたところでございます。これからさらに70億、80億、以前はイ草の景気がいいときには旧竜北町だけで90億円の粗生産額があったわけでございますが、そういったところまでは回復しないといたしましても、今から増えていく要素というものを目指していかなければならないと思っております。そこには先ほど言いました農業経営体のあり方、それからやっぱり新しいニーズにあった作物の導入というのも併せて考えていかなければならないと思っております。これからもしっかり頑張ってみりたいと思っております。

○議長（永田義昭君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第53号について質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第54号について質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第55号について質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第56号について質疑はありませんか。江寄議員。

○5番（江寄 悟君） 今回、指定金融機関が提案されています。指定の方法等についての説明がなかったんですが、どういうふう指定が進められてきたのか。それから指定をすることによってのメリット・デメリット。メリットで先ほど少し管理者のほうから話ありましたが、事務的に減るんであれば、職員数が現在3名ですかね。職員も減らせるのかどうか、そのところをお願いします。

○議長（永田義昭君） 会計管理者。

○会計管理者（濤岡美智代君） ただいまの質問の指定金融機関の選定についてですけども、氷川町指定金融機関の候補となる金融機関の募集を行い、2社からの提案書の提出がありました。6名で構成する指定金融機関等選定委員会を開催し、審査

の結果、得点の上位にあった株式会社肥後銀行を候補となる金融機関に選定したものです。

あとメリット・デメリットですけれども、メリットのほうにつきましては先ほど申しあげました出納事務の効率化、迅速化及び事故防止でございます。デメリットにつきましては特にないものと認識しております。

職員の減についてですけれども、今回指定金融機関を指定しますに当たりまして、金融機関からの職員派遣は考えておりません。町の負担が発生するということですので考えておりませんので、事務人員につきましては現状の3名が必要と考えております。

以上です。

○議長（永田義昭君） 江寄議員。

○5番（江寄 悟君） 6名の選定委員会で選定されて、肥後銀行さんに決まったということですが、選定基準、どういうことで選定基準を決めて、もう1社がどこなのか知りませんが、どういうふうに選定基準を決めて、どれだけ、例えば費用が安くなるとか、そこら辺は、選定基準はどういうところが選定基準になってるんですか。もう1社が駄目だった理由でもいいです。

○議長（永田義昭君） 会計管理者。

○会計管理者（濤岡美智代君） 選定基準でございますが、募集要項を定め、指定金融機関業務の基本的な事項、取扱い、取引条件、その他16項目で提案書を提出していただいております。その中で総合点として採点されました結果、先ほど申しあげた結果になったところでございます。

○議長（永田義昭君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第49号から議案第56号までは、お手元に配りました議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号から議案第56号までは議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

○議長（永田義昭君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。
本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午前11時55分